
第8回はだのブランド認証募集要項

I. はだのブランド認証制度とは

「秦野生まれ」「秦野育ち」「秦野発」の秦野市ならではの魅力ある商品・サービス等をはだのブランド「みつけもん秦野」として認証し、全国に向けて広くPRすることで、秦野市の認知度を高め、地域経済が活性化することを目的としています。

II. はだのブランド認証申請について

1 認証対象

- (1) 商品（一次産品、加工品、工芸品、工業製品等）
- (2) サービス（サービス及びその提供者、従事者、施設等）
- (3) 秦野の地域資源（歴史、地域文化、自然景観等）に関連づけられた経済的価値のあるもの又は活動とする。ただし、公序良俗に反するものは対象としない。

2 申請者資格

- (1) 申請品の権利を所有していること
- (2) 秦野市内に住所を有する個人、法人その他の団体（本支店等の事業拠点の所在地を市内に有すること）

3 スケジュール

募集期間 令和元年5月21日（火）～8月30日（金）（必着）

申請に係る相談は期間中随時受け付けています。

審査 10月（予定）

発表 11月（予定）

4 選考方法

専門家等によるはだのブランド認証審査会において、はだのブランド認証要綱・はだのブランド認証基準に基づき、申請書及び申請品現物による審査を行い、はだのブランド推進協議会が認証します。

5 申請必要書類

- (1) 申請書（第1号様式）（枠の引き延ばし可。ただし、A4サイズ6枚まで）
- (2) 品質基準に係る誓約書（第2号様式）

- (3) 申請品の写真（プリントしたもの）
- (4) 申請品の写真データ（5点まで）
- (5) 申請品（現物）
- (6) その他任意の書類（カタログ・パンフレット等、A4サイズ5枚程度まで）
(申請様式は、はだのブランドホームページ <http://www.hadano-brand.jp> からダウンロードできます)。

6 申請に関する留意事項

- (1) 書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などを取りください。
- (2) 必要に応じて、事業所等を訪問させていただきます。
- (3) 審査会に提出する申請品の製作に係る費用は申請者の自己負担とします。（提出が困難な場合はご相談ください）
- (4) 申請品が認証された場合、「はだのブランド推進協議会」が実施する事業へ御協力ください。
- (5) 申請品が認証された場合、申請品の写真や説明文などを「はだのブランド」のホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については「はだのブランド推進協議会」に一任するものとします。
- (6) 申請品が認証された場合、認証品販売実績の月次報告及びアンケート等へ御協力ください。

7 申請先・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入し、次の申請先に持参又は郵送してください。

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町1-3-2 秦野市役所産業振興課内

「はだのブランド推進協議会」事務局 担当 上松・山本

TEL 0463-82-9646 FAX 0463-82-6256

メールアドレス info@hadano-brand.jp